

令和4年度

住み慣れた  
地域・自宅で  
暮らして  
いくために…。

富士宮市

マップ

# 在宅医療・介護MAP



令和2年度 市民講演会「そばに家族がいる幸せ 在宅(おうち)療養の良さ」より

富士宮市在宅医療・介護連携推進協議会

# 目 次

「在宅医療・介護マップ」とは	P 2
「在宅療養・在宅医療・在宅介護」	P 3
「かかりつけ」を持ちましょう	P 4
在宅医療・介護サービス利用の流れ	P 5
相談窓口 地域包括支援センター	P 7
医療 診療所・病院	P 9
(診療所・病院 一覧 P21~P24)	
歯科診療所	P 25
(歯科診療所 一覧 P34)	
薬局	P 35
(薬局 一覧 P42)	
訪問看護	P 43
介護	P 45
居宅介護支援事業所	
訪問サービス	
通所サービス	
短期入所サービス	
施設入所サービス	
生活環境を整えるサービス	
(介護サービス事業所 一覧 P59~P61)	
車椅子等で乗降できるタクシー・行政の相談窓口	P 62
在宅医療・介護 連絡先メモ	P 63

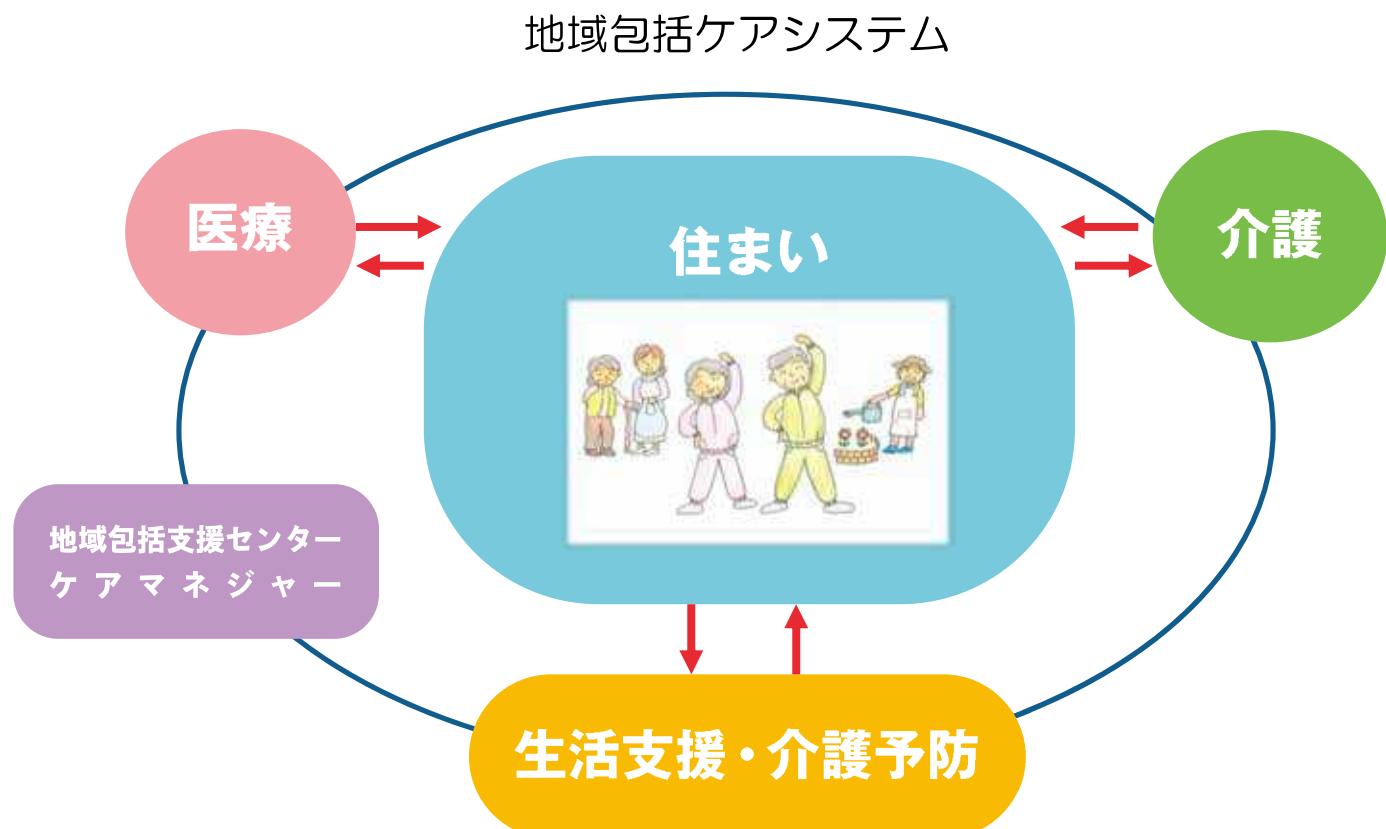
## 「在宅医療・介護マップ」とは

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制を「地域包括ケアシステム」といいます。

富士宮市でも、この「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいます。その取り組みのひとつとして、平成28年度に「富士宮市在宅医療・介護連携推進協議会」を設置しました。医療や介護の専門職団体の代表者が一同に集まり、市民の皆さんのが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるための検討を続けています。

この「在宅医療・介護マップ」は、「富士宮市在宅医療・介護連携推進協議会」で話し合い、市民の皆さんのが医療や介護が必要な状態になった場合に、どのような支援が受けられるか、どのような事業所が市内にあるかを知るために作成しました。病院や施設で療養する方法もあれば、住み慣れた地域・自宅で療養する方法もあります。そして、医療や介護が必要な状態になっても、あなたらしい生き方、暮らし方を叶えるために、様々な専門職が支援します。

ぜひ、ご自身やご家族が望む、自分らしい生き方を考えるために、この「在宅医療・介護マップ」をご活用いただきたいと願っております。



## 「在宅療養」

がん、脳卒中、認知症、難病など、病気や障がいがあっても、いろいろな職種の人のサポートで、自宅で療養生活を送ることができます。

## 「在宅医療」

外来や入院でなく、自宅や入居施設などの生活の場で、診療や治療、処置を受けることを在宅医療といいます。自宅でも、点滴や酸素吸入や痰の吸引などのケアを受けながら療養することができます。



## 「在宅介護」

介護が必要な状態であっても、訪問介護、デイサービス、ショートステイなどの在宅サービスを受けることを在宅介護といいます。介護者だけでは負担が大きいことも、介護保険制度の要介護度に応じて、介護保険サービスを上手に活用することで、自宅で過ごすことができます。

# 「かかりつけ」を持ちましょう

## ●かかりつけ医

かかりつけ医とは、「健康に関することをなんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介してくれる、身近で頼りになり地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師」のこと。

### 「かかりつけ医」をもつメリット

- ①日頃のみなさまの健康状態を知ってもらえる
- ②症状に応じた専門家の紹介がスムーズ
- ③病気の予防や早期発見・早期治療にもつながる

(参考：厚生労働省 ホームページ)

## ●かかりつけ歯科医

かかりつけ歯科医とは、「安全・安心な歯科医療の提供のみならず、医療・介護に係る幅広い知識と見識を備え、地域住民の生涯に亘る口腔機能の維持・向上をめざし、地域医療の一翼を担う者としてその責任を果たすことができる歯科医師」のこと。

(参考：公益社団法人 日本歯科医師会 ホームページ)

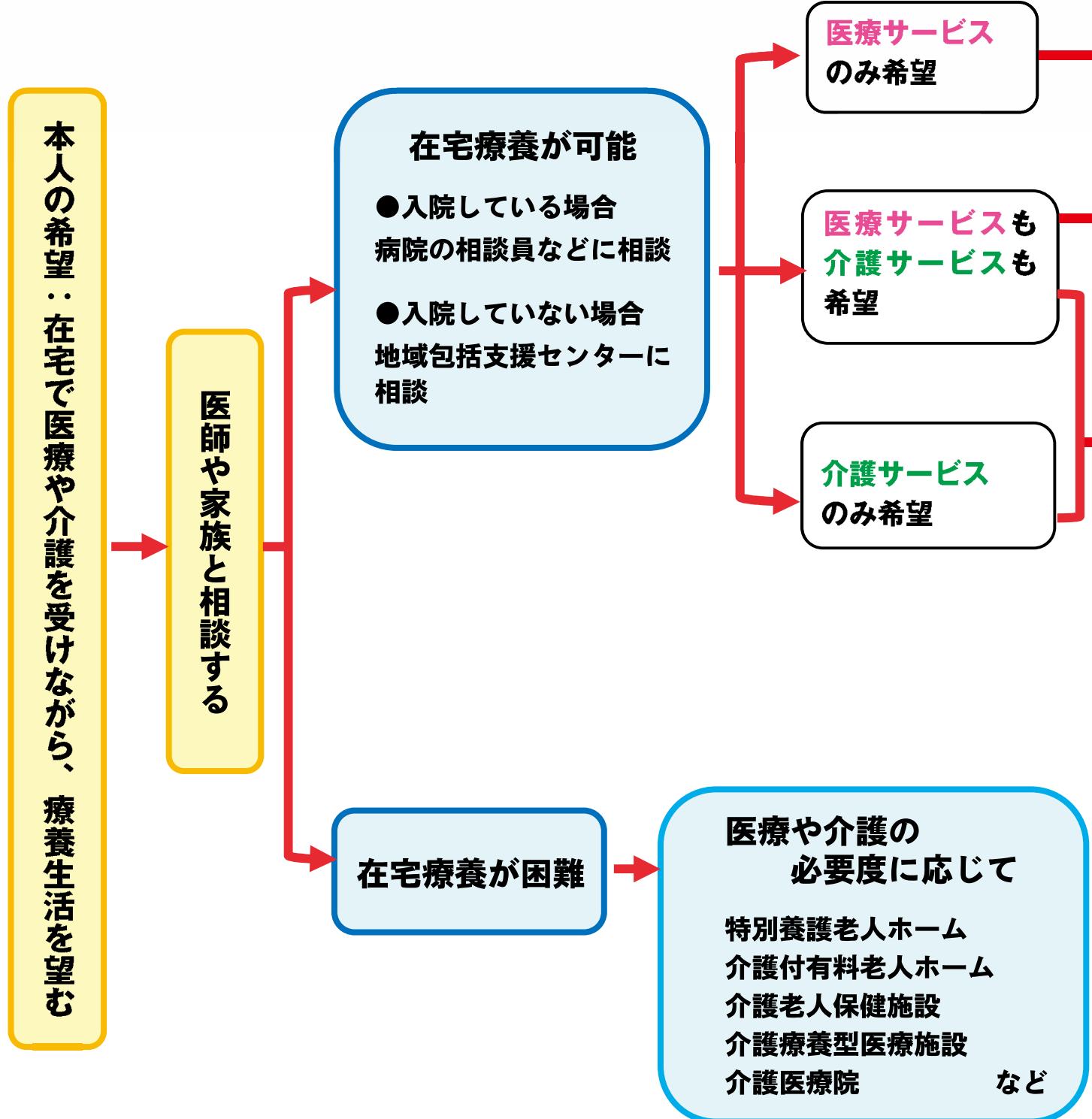
## ●かかりつけ薬剤師・かかりつけ薬局

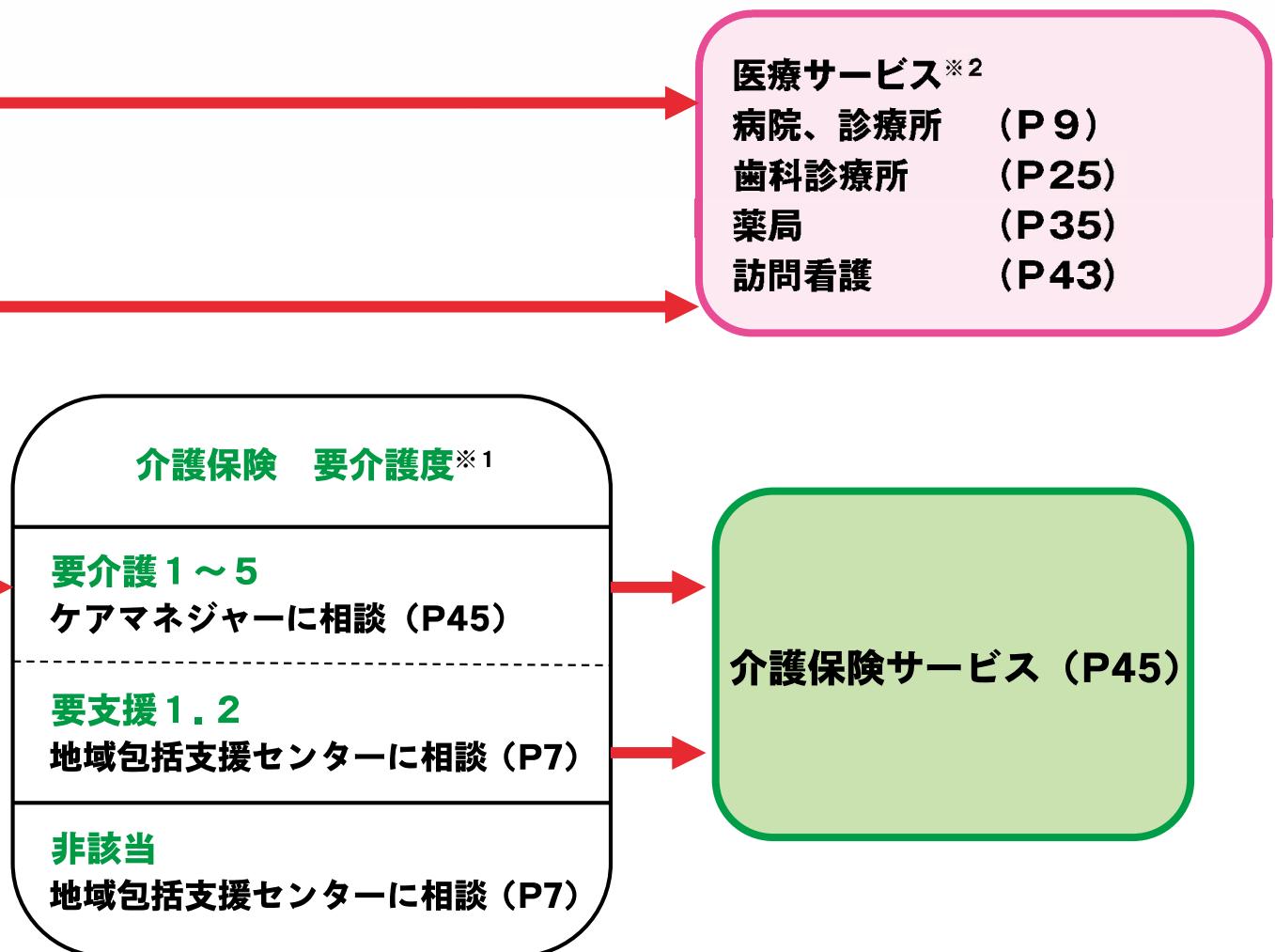
かかりつけ薬剤師とは、「薬による治療のこと、健康や介護に関することなどに豊富な知識と経験を持ち、患者さんや生活者のニーズに沿った相談に応じることができる薬剤師」のこと。

(参考：公益社団法人 日本薬剤師会 ホームページ)

自己判断で受診を控えたり、間違った対応策をとっているうちに重症化したりすることがあります。「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬剤師・薬局」を持ち、医療の専門職に、体調の変化や疑問に思っていることなど相談しましょう。

## 在宅医療・介護サービス利用の流れ





※1 介護保険サービスを利用する場合、要介護認定・要支援認定が必要となります。介護保険の申請方法については、下記にお問い合わせください。

市役所 高齢介護支援課 認定審査係 (TEL: 0544-22-1474)  
お住まいの地域の地域包括支援センター (P7)

※2 医師会・歯科医師会に属する全ての医療機関および、薬剤師会に属する全ての薬局を掲載しています。訪問診療、居宅療養管理指導については直接お問い合わせください。

# 相談窓口

## 地域包括支援センター

住み慣れた地域で安心して暮らしていくために必要となる援助や支援を行うために設けられた、高齢者のための総合相談窓口です。介護や介護予防、医療や健康、福祉、生活に関することなど、あらゆる相談を受け付けており、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などの専門職が連携して対応し、問題に応じて適切なサービスや機関、制度につなげます。

### 地域包括支援センターの役割

#### 総合相談

高齢者の各種相談に幅広く総合的に対応しています。高齢者の困ったことに対して、必要なサービスや制度を紹介し、解決に導きます。

#### 介護予防ケアマネジメント

要支援と認定された人や、支援や介護が必要となる可能性が高い人を対象に、身体状況の悪化を防ぎ、自立した生活が継続できるように、介護予防を目的とした支援を行います。具体的には、要支援認定を受けた高齢者に対する介護予防ケアプランの作成や、状況の把握、課題の分析を行います。

#### 権利擁護

高齢者の方が安心して生活できるように、その方が持つさまざまな権利を守ります。具体的には、判断能力の低下により金銭管理ができなくなった高齢者に、金銭的搾取や詐欺から身を守るために成年後見制度の活用をサポートしたり、虐待被害の対応、防止、早期発見を行ったりと、高齢者の権利を守る取り組みを行っています。

#### 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者にとって暮らしやすい地域にするため、地域全体の医療・保健・介護分野の専門職から地域住民まで幅広いネットワークをつくり、そこで暮らす高齢者の課題解決や調整に臨みます。具体的には地域ケア会議の開催、ケアマネジャーへの個別相談・アドバイス、支援困難事例等への指導・アドバイスなどの支援を行っています。

	担当地区	所在地	電話番号
<b>北部 地域包括 支援センター (地図 P50)</b>	猪之頭・上井出・芝山・人穴・麓・根原・富士丘・北山1・北山2・北山3・北山4・山宮1・山宮2・山宮3・山宮4・内野・狩宿・半野・原・上条上・上条下・下条上・下条下・精進川上・精進川下・馬見塚	上井出1285-1 (特別養護老人ホーム しらいと内)	54-1092
<b>富士根 地域包括 支援センター (地図 P56)</b>	粟倉1・粟倉2・粟倉3・粟倉4・舟久保・村山1・村山2・村山3・粟倉南・上小泉・大岩1・大岩2・大岩3・杉田1・杉田2・杉田3・杉田4・杉田5・杉田6・小泉1・小泉2・小泉3・小泉4・小泉5・小泉6	小泉1854-3 (障がい者福祉センター 小泉敷地内)	21-3611
<b>南部 地域包括 支援センター (地図 P54)</b>	常磐・浅間・神田・木の花・城山・高嶺・宮本・琴平・三園平・二の宮・ひばりが丘・神田川・黒田・星山1・貫戸・山本・高原・高原1・高原2・田中	星山1058 (特別養護老人ホーム 星の郷内)	23-3328
<b>富士宮市 地域包括 支援センター (地図 P54)</b>	日の出・瑞穂・大和・咲花・阿幸地・富士見ヶ丘・源道寺	弓沢町150 (富士宮市役所内)	22-1591
<b>中部 地域包括 支援センター (サブセンター) (地図 P52)</b>	万野1・万野2・万野3・万野4・万野希望・宮原1・外神東・淀師・淀橋・大中里・青木・青木平・外神・宮原	淀川町35-15 (デイサービスセンター いちばん星内)	29-7808
<b>西部 地域包括 支援センター (地図 P58)</b>	神立・松山・羽衣・貴船・神賀・福地・野中1・野中2・野中3・野中4・星山2・安居山第1・安居山第2・沼久保・西山・大久保・長貴・上羽鮒・下羽鮒・稗久保・香葉台・大鹿窪・猫沢・明光台・上柚野・下柚野・鳥並・上稻子・下稻子・内房第1・内房第2・内房第3・内房第4	大鹿窪143-1 (特別養護老人ホーム 百恵の郷内)	67-0001